

# 大型構造物試験センター運営規程細則

昭和 51 年 6 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定

## （ 目的 ）

第 1 条 この細則は、大型構造物試験センター（以下「試験センター」という）の設備等使用の円滑化および安全管理を図るために定める。

## （ 設備等使用の申込時期 ）

第 2 条 設備等の使用申込みは、その使用を希望する期間の 2 か月前までとする。

2 前項にかかわらず設備等に余裕があるときは、その使用申し込みを行うことができる。

## （ 定期検査のための休止 ）

第 3 条 各種試験装置は、定期検査のため毎年一定期間はその使用を順次休止するものとする。

## （ 使用者の行う準備 ）

第 4 条 供試体および当該試験等固有の試験治具、それらの運搬用具および吊り用具、試験センターのフロアおよび設備等周辺の養生用具、測定機器においては、これを使用者が準備し持参することとし、試験センターは原則として設備等の提供に限ってこれを行う。

## （ 設備等の使用方法 ）

第 5 条 使用者は、設備等の使用に先立ち、試験センターの開錠および試験等が実施できるよう試験係に申し出るものとする。

## （ 事故防止 ）

第 6 条 設備等の使用に当たっては、大型構造物試験センター安全管理規程に従い、使用者および試験係は危害防止に十分留意するものとする。

2 使用者は、試験部材等およびその周辺の整理整頓に留意するものとする。

3 学外者使用中に万一事故が発生した場合は、使用者側においてそれに対処するものとする。

## （ 試験機等の取扱 ）

第 7 条 試験機の運転および取り扱いは、試験係および試験係が指名した者に限るものとする。

## （ 機器等の保守 ）

第 8 条 試験等の終了後は、試験係の指示に従って、使用した機器等の手入れおよび周辺の清掃を行い、保管場所から移動させた器具等についてはこれを原位置に復するものとする。

2 試験等実施中に機器等の故障または破損を生じた場合には、すみやかに試験係に申し出て必要な指示を受けるものとする。

## （ 終了後の処置 ）

第 9 条 試験終了後、使用者は試験係に申し出て、その都度試験センター内の点検等の確認を受けるものとする。

2 試験終了後、持参した供試体、治具等は使用者が責任をもって速やかに構外に搬出するものとする。速やかに搬出されない場合は、設備等を占有したとみなし使用料金を追加請求することがある。

( 入棟可能時間 )

第 10 条 試験センターへの入棟可能時間は、祝日および年末年始等の特に定める日（以下「休日」という）を除く、月曜から金曜の 9 時から 17 時までとする。設備等の使用時間も同様とし、試験前準備、試験後の整理整頓作業も同時間内に行うこととする。

( 時間外の使用 )

第 11 条 第 10 条に示す時間外の使用は原則として認めない。試験等の都合によりやむを得ず使用時間を超過して設備等を使用する場合は、試験係と協議の上、許可を得ること。時間外の使用実績に応じて、使用料金を追加請求することがある。

( 予定の変更 )

第 12 条 使用者都合により使用予定に変更がある場合は、研究所長へ文章により願い出るものとする。なお、使用期間に短縮があった場合でも、当初予定の使用料金を請求することがある。

( その他 )

第 13 条 喫煙は、指定された場所で行うものとする。

#### 附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日からこれを施行する。

#### 大型構造物試験センター設備等仕様の概要

設備等の名称	仕様の概要
30MN 大型構造物試験機	圧縮 30MN，引張 10MN 加圧盤 2m×2m，圧盤間隔 10m ラムストローク 1m ピン間隔 8m，クサビ 6m ツカミ径 160mm，曲げスパン 20m 本体 4 本柱，柱内法間隔 3m×3.6m 球座 1.2m×1.2m
多入力振動試験装置 [水平 2 軸振動台]	テーブル 2.5m×2.5m 最大積載重量 5t，最大加速度 1.2G (3t 積載時) ストローク ±200mm，加振振動数 0.01～50Hz 加振力 X 軸 75kN，Y 軸 150kN
構造物疲労試験機	動荷重 300kN，静荷重 450kN ストローク ±150mm，加振周波数 0.001～15Hz
テストフロア (反力壁と共同使用可)	15m×18m，床厚 800mm， 穴間隔 800mm×800mm，穴径 45mm
反力壁	高さ 12.4m，幅 10m，壁厚 1.5m 水平力 3MN，最大モーメント 12MN・m 穴間隔 800mm×800mm，穴径 45mm

押引ジャッキ	押 2MN・引 1MN - st±200mm
	押 2MN・引 1MN - st±150mm
	押 600kN・引 300kN - st±100mm
串形ジャッキ	押引 500kN - st±500mm
	押引 500kN - st±300mm
	押引 200kN - st±200mm
扛上用ジャッキ	1MN - st200m
	500kN - st200mm
	100kN - st200mm
センターホールジャッキ	500kN - st50mm (低ラム型)
	300kN - st30mm (低ラム型)
	700kN - st250mm
	500kN - st150mm
	350kN - st100mm
	250kN - st100mm
ジャッキコントロール装置	70MPa 一定荷重制御, 荷重・変位制御可
油圧ポンプ	電動(100V) : 70MPa
	手動 : 70MPa
載荷フレーム	2MN 用, 1MN 用
天井クレーン	30t/10t (30MN 大型構造物試験機側) 10t/5t (テストフロア側) ※ 要クレーン運転士免許
棟外試験場	

※ 各試験機の仕様は、導入当時の標準仕様である。

現状とは異なる場合もあるので、事前に必ず試験係に確認すること。

## 大型構造物試験センター運営規程細則 改定履歴

昭和 51 年 6 月 1 日制定

昭和 55 年 6 月 1 日改定

昭和 63 年 6 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定